

毎年「ねんきん定期便」が届きます ご自分の年金記録を確認しましょう!

被用者年金制度一元化に伴い、平成27年12月から皆さまにも「ねんきん定期便」がご自宅宛てに届くようになりましたが、「見方がよく分からない」など、お問い合わせをいただくようになりました。

今回は「ねんきん定期便」の見方について、ご紹介させていただきます。ご自分の年金加入期間や将来支給される年金額などについて、ご確認いただければと思います。

50歳以上に届く様式 (昭和36年4月2日生まれ以降の例)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
1234567890	

1. これまでの年金加入期間

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)	国民年金 計 (未納月数を除く)				
0月	0月	0月	0月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険(b)				365月	0月	365月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
0月	365月	0月	365月			

国民年金第1号被保険者期間

保険料を納めている期間及び保険料が免除された期間の月数を表示しています。

国民年金第3号被保険者期間

昭和61年4月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険に加入している配偶者(第2号被保険者)に扶養されている場合、この方を「第3号被保険者」といいます。

2. 老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額)

受給開始年齢	歳~	歳~	歳~	65歳~
(1)国民年金				老齢基礎年金 734,594円
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金
		(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
		(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)
		(経過的加算部分)	(経過的加算部分)	(経過的加算部分)
一般厚生年金期間	円	円	円	円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	円	円	円	円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	円	円	円	円
(1)と(2)の合計	円	円	円	2,359,006円

国民年金見込額

- 老齢基礎年金の本来の受給開始年齢である65歳から表示しています。
- 老齢基礎年金の見込額は、下記の期間の月数を基に計算しています。
 - 国民年金の第1号及び第3号被保険者期間
 - 厚生年金保険の第1~第4号厚生年金被保険者期間など
- 記載されている年金額は年額となります。

厚生年金保険見込額

- 平成27年9月までの経過的職域加算額(共済年金)も表示されています。
- 老齢厚生年金の本来の受給開始年齢は65歳からですが、厚生年金保険の加入期間が12月以上あり、かつ受給資格期間が120月以上ある場合は、生年月日によって、60歳から64歳までの老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)を受け取ることができます。
- 記載されている年金額は年額となります。
- ※昭和36年4月1日生まれまでの組合員の皆さまは、「特別支給の老齢厚生年金」を受け取ることができます。
- ※受給開始年齢は、生年月日によって、60歳~64歳の間で異なります。

これからの生活設計にも重要!



※平成29年8月より制度改正により、老齢年金の受給要件の加入月数は、原則として300月以上から120月以上に短縮されました。

「ねんきん定期便」豆知識



- 「ねんきん定期便」は、毎年誕生日(誕生日が1日の方には、誕生日の前月)にご自宅宛てに届きます。
※新たに資格を取得(採用・転入)した年の「ねんきん定期便」は、前の実施機関から送付されたり、遅れる場合があります。
- 「ねんきん定期便」は、35歳・45歳・59歳時(節目年齢)には、これまでの年金加入履歴や保険料納付額などが詳しく記載されたものが封書で、それ以外の年齢の方は、年金加入期間月数や直近1年間の保険料納付記録などが記載されたはがきが、それぞれ届きます。
- 「ねんきん定期便」が公立学校共済組合から送付される方
 - 組合員として在職中の方
 - 退職後、ほかの公的年金制度に加入していない方(公立学校共済組合の年金待機者)
 ※以下の方は上記①又は②に該当しても、送付対象者になりません。
 - 亡くなられた方
 - 退職された方で、60歳以上かつ直近14月以内に、ほかの公的年金制度へ加入していない方
- 「ねんきん定期便」の見込額について
 - 50歳未満の方の「ねんきん定期便」は、定期便作成時点までの年金加入実績のみを基に計算された見込額が記載されています。
 - 50歳以上の方の「ねんきん定期便」は、60歳で定年退職するまで、年金加入していたと仮定した見込額が記載されています。
 - 60歳以上の方は、定期便作成時点までの年金加入実績に基づき、計算されています。
- 「ねんきん定期便」には、「年金払い退職給付(新3階部分)」の納付額や残高などは、記載されていません。



！ 節目年齢(35歳・45歳・59歳時)に封書で届く方へ

節目年齢の「ねんきん定期便」には、これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況を表示したページがあります。封書が届いた方はこちらを参考にして、ご自分の状況について確認してみてください。

◎標準報酬月額欄

標準報酬月額はそのときに加入していた年金加入機関がどこによって、期間ごとに記載内容が異なります。昭和61年3月以前の期間は、当時の給料月額に一定の方法により計算された「みなし標準報酬月額」が表示されています。地方公務員共済組合の期間で、昭和61年4月~平成27年9月までの間は、手当率制による給与月額(1000円未満切捨て)が表示されています。平成27年10月以降は標準報酬制になったことにより、標準報酬月額が表示されています。平成27年10月以降、3才未満養育特例の申出があり、養育特例を受けている月は「みなし標準報酬月額」を表示しています。

◎標準賞与欄

平成15年4月以降、年金の算定基礎となったため、それ以前については表示されていません。

◎保険料納付額欄

地方公務員共済組合の保険料納付額の「一」は、平成元年11月まで、地方公務員共済組合の中でも保険料率が異なるため、表示されません。平成元年12月以降はすべての地方公務員共済組合の保険料率が同率に揃えられ、保険料納付額も表示されています。